

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成29年5月31日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田淵 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	渡邊 豊彦
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	C A M優先出資証券ファンド(為替ヘッジあり) C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型(米ドルコース) C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型(ユーロコース)
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続申込期間(平成28年7月13日から平成29年7月12日まで) C A M優先出資証券ファンド(為替ヘッジあり) 1,000億円を上限とします。 C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型(米ドルコース) 1,000億円を上限とします。 C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型(ユーロコース) 1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期 間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月12日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年1月12日付および平成29年2月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）のうち、平成29年5月30日をもってC A M優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース）が償還となりましたので、その訂正を行なうため本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部 _ _ _ _ _ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

平成28年7月13日から平成29年7月12日まで

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

<訂正後>

C A M優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり）

C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース）

平成28年7月13日から平成29年7月12日まで

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新され
ず。）

C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース）

平成28年7月13日から平成29年5月30日まで

（平成29年5月30日をもって繰上償還となりました。）

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日から平成35年4月12日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドにおいて1億口を下回るこ
となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、こ
の信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社
と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

C A M優先出資証券ファンド（為替ヘッジあり）

C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型（米ドルコース）

信託契約締結日から平成35年4月12日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認め
るとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドにおいて1億口を下回
ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意の
うえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会
社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

C A M優先出資証券ファンド 通貨選択型（ユーロコース）

信託契約締結日から平成29年5月30日までとします。

（平成29年5月30日をもって繰上償還となりました。）